

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS	「首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」開催への思い
	弁護士 笠原 郁子…………… 1
	首都圏弁護士会
	支部サミットとは…………… 2
	市民の方へのページ
	弁護士 田中 三男…………… 3
	千葉県弁護士会京葉支部
	会員紹介…………… 4

「首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」開催への思い

弁護士 笠原 郁子



今年の11月12日(土)、千葉県弁護士会京葉支部が中心になって首都圏弁護士会支部サミットを開催いたします。テーマは「千葉地方裁判所支部の開設と千葉家庭裁判所支部への昇格を求めて(仮)」です。

船橋市、市川市、浦安市の皆さん、3市管轄の裁判所は、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所のみで千葉地方裁判所市川支部も千葉家庭裁判所市川支部も存在しないことをご存知でしょうか？簡易裁判所や出張所は、支部に比し取り扱う事件の種類や大きさなどに制約があります。従って、3市の市民は、相当数の事件について地元の裁判所では救済されず千葉地方裁判所、千葉家庭裁判所の本庁まで出向かなければならないのです。

このため、3市には、1947年市川簡易裁判所が創設されて以降、市民の要望に答えて、3回にわたる運動が行われた歴史があります。2回は3市の市長が先頭

に立った陳情。1回は市川調停協会による請願です。その結果、千葉家庭裁判所市川出張所が開設され、市川簡易裁判所を含め庁舎の新設、移転、増築などが行われましたが、支部開設、支部昇格には至りませんでした。

今年は最後の請願から15年目にあたります。3市の人口は125万人に達し事件数も大幅に増加しています。更に社会の激変により、司法の救済を必要とする市民のニーズは多様化、複雑化、重大化しています。市民が利用しやすく満足のいく救済を得るためには、裁判所の支部設置、昇格が不可欠になっています。

私たち弁護士は、人権擁護と社会正義の実現を使命とし、市民と司法をつなぐ役割を担う者として、過去の先人達の運動に心から敬意を表しつつ、心新たに市民のための裁判所を求めて努力していきたいと決意しています。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

首都圏弁護士会支部サミットとは

首都圏弁護士会支部サミット（支部サミット）は、これまでに8回行われました。今号と次号では、これまでに行われた支部サミットがいつ・どこで行われ、どのようなテーマで話し合いが行われたのかなどについてご紹介いたします。

まずは、これまで支部サミットが行われた場所と開催テーマです。

第1回	平成15年11月 横浜弁護士会川崎支部（開催地 川崎） ～首都圏支部の司法の実情～
第2回	平成16年12月 東京三弁護士会多摩支部（開催地 八王子） ～語り合おう市民が主役の裁判所～
第3回	平成17年12月 千葉県弁護士会松戸支部（開催地 松戸） ～私たちで作ろう！身近な裁判所～
第4回	平成18年11月 埼玉弁護士会越谷支部（開催地 越谷） ～「市民のための裁判所」を貴方も一緒に考えてみませんか～
第5回	平成19年12月 横浜弁護士会相模原支部（開催地 相模原） ～司法の「地域格差」様々な裁判をもっと身近で～
第6回	平成20年12月 横浜弁護士会横須賀支部（開催地 横須賀） ～市民が利用しやすい裁判所を～
第7回	平成21年11月 東京三弁護士会多摩支部（開催地 立川） ～立川支部の本庁化を目指して～
第8回	平成22年11月 横浜弁護士会県西支部（開催地 小田原） ～語り合おう、支部の裁判員裁判～

「首都圏弁護士会 支部サミット」に参加している弁護士会の各支部



このように、支部サミットの開催地・開催テーマは毎回異なります。そこで、今号では支部サミットをもっと知っていただくために、前回千葉県で行われました松戸大会の内容等をご紹介いたします。

首都圏弁護士会支部サミット

私たちで作ろう！ 身近な裁判所

裁判員制度による裁判ができない
裁判所がある！？

裁判員制度の仕組みや役割、また、市民が
身近な裁判所をどう作るかについて、
ご自身の経験や、疑問などについて
ご意見を述べ、話し合います。

平成17年12月10日（土） 午後2時より

会場：新・松戸南工芸館（〒印旛郡栄町）	（〒印旛郡栄町）
入場無料 会場200名	
13:20 開場 14:00 開会	
お申し込み、申し込みフォームはこちら	
TEL: 0476-82-1111	

主催：千葉県弁護士会松戸支部
協賛：千葉県弁護士会
後援：千葉県弁護士会
協賛：千葉県弁護士会
協賛：千葉県弁護士会
協賛：千葉県弁護士会
協賛：千葉県弁護士会

平成17年12月に開催された支部サミット松戸大会では主に千葉地方裁判所松戸支部管内の裁判所及び司法関連施設の設置・運営状況や裁判員裁判への対応等が話し合われました。

また、同大会で採択された宣言文等が日本弁護士連合会地域司法計画推進本部等の関係機関に送られました。

なお、千葉地方裁判所松戸支部の庁舎はより市民に利用しやすい形に建て替えられることになりました。
(平成24年3月 完成予定)

次号では、第7回目、第8回目の支部サミットを中心に、最近の支部サミットでは何が問題とされているのかについて、より深くご紹介いたします。

市民の方へのページ

もっと弁護士を活用して！



弁護士 田中 三男
船橋総合法律事務所
千葉県船橋市湊町1-1-15
電話：047-433-1998

- 1 弁護士の仕事は、いろいろなトラブル、事件の相談です。最近では、合格者も増加して若い弁護士も増えました。京葉支部でも、法律相談センターを開設し、30分5,250円(税込)で相談が受けられます。サラ金は無料相談です。
今一番多い相談は、借金の相談です。今年は不況ですから、倒産も増えるでしょう。弁護士の通知が行きますと、請求、取り立てがなくなり、支払いもストップします。過払い金が戻ったりして喜ばれたりもしています。借金苦からの自殺、離婚、犯罪など、その弊害は多いので、安易に親族などが代わりに払ったりせず、きちんと債務整理をし、破産や生活保護の相談もして下さい。又、アルコール依存症、パチンコ依存症、うつ病など解決すべき問題はたくさんあります。
- 2 会社の経営者の方々の相談では、一度、裁判を体験しますと、訴訟や、証拠の仕組みがわかります。文書の重要性(契約書、領収書、メモ、録音)、口約束がダメなことがわかります。
- 3 交通事故などは、過失相殺で揉めますし、神経症状は、客観的な証拠がないため裁判でも「詐病だ」などと言われ大変です。100円ノートを買って日記をつける必要があります。通院しないと病氣と認めてもらえません。
- 4 遺産相続でも納税の為にだまされたり、遺産内容を確認しないで押印したりする人が多い。いつまでに遺産分割をしなければならぬという期限はありません。ある公務員のAさんが借金苦で自殺しました。妻は相続放棄(相続放棄には期限があります)して夫の借金をまぬがれ、生命保険金と死亡退職金を受け取れました。生活は十分できます。
- 5 離婚については、養育料、慰謝料、財産分与、年金分割などじっくり弁護士のアドバイスを受けて家裁へ行くべきです。

- 6 遺言なども、再婚した人、子供のいない人、愛人に子がいる人、老後の面倒をみてくれる人に遺産をあげたい人、内縁関係の人などは絶対に遺言を書いておいて、将来の紛争を避けたいものです。
- 7 特殊な知識を必要とする事件や弁護士が恨まれたり、襲われたりする事件などでは弁護団が出ています。医療ミス、労災、先物取引、暴力団事件などは専門的なチームができていて、数人の弁護士で取り組むこともあります。
- 8 悪質商法に引っかからないことも大切です。詐欺にあったのではないか、だまされたのではないか。という相談もどんどんしてほしいと思います。
- 9 私がいつも借金苦の人に勧めるのは自己破産です。破産しても選挙権はなくなりませんし、家財道具も処分されません。収入もそのまま使えますし、戸籍や住民票にも載りません。会社も解雇されませんし、公務員、医師など資格を失うこともありません。特に高価な家やマンションを買ってローンで苦しんでいる人は値段も下がっていますから、多額のローンを支払うのをやめて借金を0円にして再出発したほうがいいと思うのです。
- 10 とにかく一人で悩まないで専門家に相談しましょう。そして弁護士の意見に納得できない人は、他の弁護士の意見も聞くといいでしょう。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」
2009年6月号より転載・補訂

船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、日本政策金融公庫などによる定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

会員紹介

弁護士 上野雅威

上野法律事務所
市川市八幡2-6-15
川長ビル4階
電話：047-335-7808

子供の頃から昭和53年まで市川市で生活し、その後船橋市に転居。

その間、市立市川小学校、市立市川一中、都立両国高校、中央大学法学部を卒業。

現在船橋市に居を構え、市川市で弁護士業務に携わっています。

長い間市川市、船橋市の変貌を目にして来ましたが、弁護士業務は地元密着路線できました。そのようなことから市川市鬼高にある裁判所の民事・家事調停委員、市川市、船橋市両市の行政委員会の複数の委員を拝命し微力ながら努めています。

今後もこの路線を踏襲していくつもりです。

弁護士 山本宏子

船橋総合法律事務所
船橋市湊町1-1-15
電話：047-433-1998
FAX:047-433-1964

市川市情報公開審査会委員、市川市個人情報保護審査会委員、高齢者・障害者の権利についての委員会所属。成年後見人などの取扱を多くやっております。遺産分割の調停などについては、税理士・会計士の先生と相談しながら、税の申告上も問題が少ないような条項を工夫しています。相続・遺言・事業承継については、早めにいろいろな準備をしておくと思われま。お早めにご相談窓口へどうぞ。

弁護士 大家浩明

京葉まちかど法律事務所
船橋市湊町2-2-19
イシデンビル5階
電話：047-432-8606

六本木の法律事務所で4年半事務員として勤務後、平成3年4月に千葉県弁護士会に登録し、平成6年8月に船橋市に当事務所を開設しました。町弁として、庶民の立場にたって、ひとつ、ひとつの事案を筋道を通して地道に誠実に解決することを心懸けています。なお今回調査をしたところ、昭和38年7月に3市の諸先輩方が「支部設置期成会」を発足され、その運動の成果で千葉家裁市川出張所が設置されたことを初めて知りました。

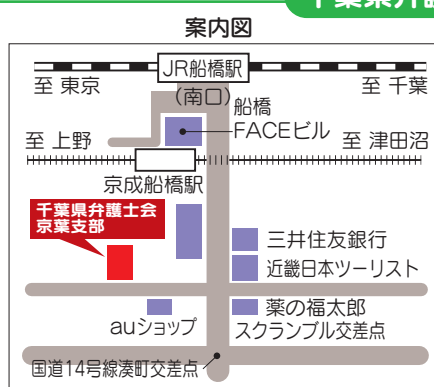


千葉県弁護士会京葉支部

「第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)
午後2時～

JR船橋駅前
フェイスビル6階
「きららホール」
にて開催



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

編集後記

「こち京」も無事に創刊第2号を発行することができました。今後は支部サミットを皆様により深く知っていただけるよう内容も拡充していきたいと考えております。

ご寄稿も随時募集しておりますので、千葉県弁護士会京葉支部までご連絡下さい。

編集部

発行日：2011年3月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)